

報 告 書

株式会社大広
代表取締役社長 落合寛司 殿

2023年3月29日

有識者委員会

委員長：弁護士 綿引 万里子

委 員：弁護士 伊藤 尚

委 員：弁護士 長谷川 紘之

1 貴社は、貴社の執行役員である谷口義一氏（以下「谷口氏」という。）が、2022年9月27日に贈賄の疑いにより東京地方検察庁に逮捕され、同年10月18日には起訴に至った事態の発生（以下「本件事案」という。）を受け、貴社の役員、管理職及び監査役計8名の委員によって構成されたコーポレートガバナンス改革委員会（以下「改革委員会」という。）を設置し、本件事案を生ぜしめた真因を究明し、その分析を行い、再発防止策を策定することとした。有識者委員会を構成する各弁護士は、改革委員会の設置に伴い、貴社から、法律の専門家としての知見と外部の客観的な視点から、広告業界の常識にとらわれることなく、改革委員会の検討内容が社会通念に則った真因の究明や再発防止策となっているかについて監査、監督することの委嘱を受けた。

有識者委員会は、「本件事案の真因の究明及び再発防止策の策定に必要なことは、当社のビジネスの在り方のどこに問題があるのかを自ら深く問うことであり、いわゆる『第三者委員会』等の体制を採って外部に一任すべきことではなく、自らの手で会社を改革するという強い決意と信念をもって行うべきことである。」という改革委員会の姿勢と熱意を高く評価し、改革委員会による本件事案の真因の究明と再発防止策の策定が真に貴社の改革につながるものになるように、11回に及ぶ改革委員会との合同委員会に参加して議論を重ねるだけでなく、オンライン会議によるもの、メールの交換によるものを含む多数回にわたる有識者委員間の意見交換、有識者委員と改革委員会委員との間の意見交換を重ねてきた。

2 有識者委員会の委員は、本件事案の真因の究明と再発防止策の策定に当たっては、貴社の事業活動の進め方に内在する問題点を把握することが必要不可欠であるとの問題意識を共有していた。

すなわち、委員会設置前の社内調査や社内検討の状況の報告を踏まえると、谷口氏を含め上記起訴の前提となった取引（以下「本件取引」という。）に関与した者について、以下の点を指摘することができた。

- (1) 上記の者らは、高橋治之氏（以下「高橋氏」という。）がみなし公務員に該当することを認識できていなかったとみられることや、弁護士等から本件取引が違法ではないかとの疑問を指摘されたこともなかったことなどから、違法性の意識がないまま本件取引を進めていたと思われること
- (2) 貴社は、高橋氏の推挙を得て、指定販売協力企業となり、自らのクライアントである協賛社を株式会社電通に紹介するという役務の提供を行い、関係者間の合意に基づくマージンの分配を行っていることから、上記の者らは、貴社が通常行う取引の枠内において本件取引を行ったという認識であったと考えられること
- (3) 上記の者らが本件取引を進めるに際して、取引システムや社内規則に違反していた点は見当たらないように思われること

有識者委員会は、上記(1)から(3)までの状況であるにもかかわらず、本件取引をめぐって谷口氏が起訴されるに至ったことについては、単に、高橋氏がみなし公務員であることを認識できていなかったというにとどまらず、貴社の事業活動の在り方自体に、何らかの問題が内在していたのではないかを検証する必要がある、そのことが、真因の究明及び再発防止策の策定のために不可欠であるとの問題意識を持った。

- 3 しかし、当初、改革委員会の本件事案に対する見方の多くは、「高橋氏がみなし公務員であることを知らなかったから起こったこと」という、表層的なものであるように見受けられた。

さらに、改革委員会が調査を進める中でも、「谷口氏による社内における情報の共有が不十分で、周囲の者は本件取引の全体像の説明を受けるなどして全容を把握することができなかつたから、問題に気付くことができなかった。」「谷口氏に何かを言っても無駄だった。」という意見や報告がなされることが多く、改革委員会は、谷口氏のビジネスの進め方など谷口氏個人の問題に目が向きがちであったように思われた。

その後、有識者委員会との合同会議や会議と会議の間の期間におけるメールの交換を含む意見交換を通じて、改革委員会の委員には、いわゆる「まわし」の慣行の中で、媒体社とクライアントの間に入る広告社や仲介者が取得するマージンについて、その支払先や配分方法について、適法性、更にはコンプライアンスの観点から留意すべき問題点があることに気付いていただけたのではないかと考えている。

すなわち、改革委員会の委員には、合同会議の回を重ねるごとに、以下のような問題点に気づき、問題意識を深めていただいたと考えている。

- (1) 取引の成立において仲介者が介在する場合、クライアントや媒体社、協力会社等の取引先に仲介者自身が属したり、その者の身内、その者が影響を及ぼす会社などが関

係したりする場合には、仲介者への仲介手数料の支払が、取引先に対する還流取引や取引先と仲介者との利益相反取引になるおそれがあり、状況によっては背任への加担等の違法性の問題も生じ得ること

- (2) まわし取引における他の広告会社や仲介者へのマージンの支払は、その者が取引に関して役務提供を行うことが前提となり、支払う金額や分配の割合については、その者の仕事の内容や量、責任に照らして合理性のある対価を支払う必要があるにもかかわらず、これらの検証が十分に行われないうままマージンの支払がされることがあったこと

4 上記のように本件についての問題意識が進化するに伴い、改革委員会においては、真因の究明、再発防止策の策定についても、表層的ではなく、より踏み込んだ検討・分析がされるようになり、改革委員会の成果物である報告書においても、以下のように踏み込んだ分析結果が報告されるに至ったと考えている。

- (1) 法令の不知を招いた真因については、単に、みなし公務員について定める法律を知らなかったという表層的な捉え方をするのではなく、職務を遂行する上で適法性確保の観点から本来注意し、留意すべき事項についての組織全体の認識不足があったとの分析がされたこと
- (2) 谷口氏が周囲と十分な情報共有を図らずに本件取引を進めることができた真因についても、谷口氏個人の問題にとどまらず、上席者を中心とする情報共有と牽制態勢の不備があったとの分析がされたこと
- (3) いわゆる「まわし」の慣行の中におけるマージンの支払先や配分額についての規範意識の希薄さが、現業部門における牽制、審査態勢における牽制が働かなかつた真因であるとの分析がされたこと

これらの分析結果は、改革委員会の調査、検討の大きな成果であり、報告書において提言されている再発防止策も、上記の分析に対応したものとなっていると評価している。

5 貴社が、改革委員会の報告を真摯に受け止め、再発防止に向けて、そのビジネスの進め方について改革をされることを切に希望するものである。

以上